

六年の担任の先生方に

編集部から
のお願い

「きいちゃん」(読書教材)の
取り扱いについてのお願い

六年下巻の「きいちゃん」(三円教材)という教材は、人権の視点から見ると、学習する際に十分な配慮を必要とするのではないか、というご指摘を保護者の方からいただきました。

編集部といたしましては、学習指導書(本冊)において、そのことに触れてはいますが、後述します点に、特に留意していただき、障害に対する認識を誤解のないようご指導いただきたいと思います。誤解や偏見がいじめや差別を助長していることは事実であって、このことは教育が田ざすことと反するからであります。

障害のある人といつても障害の内容や程度に違いがあります。一つの技術を習得するだけでも大変な困難を極めています。きいちゃんの場合は、自律的

また、本文に「手や足が思うように動かない子供が生まれるのではと、」という記述がありますが、その後で「周りの人に誤解されるのではないかと、」と否定しているように、きいちゃんの障害の場合は、遺伝とは全く無関係だと思います。しかし、ある種の障害は遺伝性もありますので、遺伝性・非遺伝性という枠組みで障害をどうえるようなことがあってはならないと思います。つまり、遺伝的な障害があつたとしても、その人の人権を保障する姿勢と対応が求められているといえます。人はときどしで、未知なるものに対しても、明確な根拠もなく、拒否したり排除したりすることがあります。ここに、障害に対する誤解や偏見が差別の萌芽(ほりゅう)になることにて、特に留意していただきたいと思います。

人権問題としての障害者問題は、障害者も健常者もいつしょに社会生活を営むことができるようになります。ノーマライゼーションの考え方に対しても、このように社会生活を営むことができるようになります。この理念に基づき、法律によって制度や環境が次第に改善されるようになつてきました。その理念に基づき、法律によつて制度や環境が次第に改善されるようになつてきたことも事実です。しかし、最も重要なことは、一人

な訓練によって和服が縫えるようになつていますが、障害のあるすべての人が技術を習得できるわけではありません。したがつて、障害のある人は、きいちゃんのように努力さえすれば、技術を習得できるのであるが、といった安易な認識を与えないよう、指導に配慮していただきたいと思います。また、技術を習得できたとかできなかつたとかを問題にするのではなく、その人の存在そのものに価値があるのだ、ということも押さえておかなければならぬことだと思います。

「きいちゃん」は、一十年前の実話に基づく作品です。まだ、社会的な制度が整わず、家の近くに適切な学校がないために、きいちゃんは寄宿舎生活を送つていたと考えられます。今日では、学校種の拡大や通級制度や訪問教育などといった制度も導入され、個に応じた学習環境が作られていることは周知のことです。したがつて、障害のあるすべての人々が、寄宿舎生活をするというような印象を与えるようなことがないように配慮していただきたいと思います。

ひとりの人権意識にあると思います。それは、健常者と障害者という意識の枠組みを、どのように一人ひとりが取り扱っていくのか、そのことを抜きにしては差別のない社会は達成できません。差別のない社会を作ることは、言葉ではたやすいことですが、実行するには、まだまだ難問ばかりが山積していると言わざるを得ません。その意味では、ノーマライゼーションの理念も途に着いたばかりであるといつても過言ではないと思います。

学校教育の中でもさまざまな形で、人権問題に取り組まれていると思います。弊社の国語の教科書では、四年(下)においても点字と手話を取り上げ、障害者問題への意識づけとして教材化を図っています。「きいちゃん」は、単元の主題からして、必ずしも障害者問題を意図して掲載してはいませんが、自ずとふれることになると思います。この教材では、家族愛や姉妹愛が語られていますが、これまで述べましたように、背景には障害者問題がありますので、ご指導にあたつては十分なご配慮をいただきたいと思います。